

第 3 0 号議案

学校教育事業・通学区域の取扱いについて

学校教育事業・通学区域の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 1 8 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	43	協定項目名	学校教育事業・通学区域の取扱い
調 整 内 容			
<p>学校教育事業及び通学区域については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 通学区域について 小・中学校の通学区域及び学校設置については、現行のとおりとする。なお、将来において、教育を取り巻く環境に変化があった場合には、必要に応じ検討する。</p> <p>(2) 給食事業について 給食事業については、当分の間、各市町の給食運営及び方式を基本とする。また、給食費については、平成17年度より最も有利な田主丸町及び久留米市に統一する。</p> <p>(3) 学校施設について 学校施設については、合併前の各市町の施設整備計画を尊重しながら、新市において新たな整備基準の策定を行い、市内小・中学校の均衡ある整備を図る。</p>			